

常時介護の新判断基準と現物給与価額(食事)の改定

1. 2025 年4月からの常時介護判断基準

介護休業は、2週間以上常時介護が必要な状態にある対象家族(注1)への介護が対象です。令和7年4月から判断基準が改正され、障害児・者や医療的ケア児・者への介護・支援が対象になることが明確になり、また項目の表現が変更されました。(ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な

世話をする場合は含まれません。)

なお、判断基準はなるべく労働者が仕事と介護を両立できるよう柔軟に運用することが望まれています。

2. 2025 年4月からの現物給与価額(食事)

令和7年4月1日から現物給与価額(食事)が改定されます。厚生労働省 web ページでご確認ください。

＜令和7年4月からの常時介護の判断基準＞

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

(1) 項目①～⑫のうち、状態について2が2つ以上または3が1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

(2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

項目 \ 状態	1(注2)	2(注3)	3
①座位保持(10 分間一人で座ることができることができる)	自分で可	支えてもらえばできる(注4)	できない
②歩行(立ち止まらず、座り込まずに 5m 程度歩くことができる)	つかまらずにできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗(ベッドと車いす、車いすと便座の間などの乗り移りの動作)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取(注5)	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある(注6)	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある(注7)
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある(注8)	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定(注9)	できる	本人に関する重要な意思決定はできない(注10)	ほとんどできない

(注1)「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居の有無は問わない。

(注2)各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

(注3)各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要となる行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

(注4)「①座位保持」の「支えてもらえばできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

(注5)「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。

(注6)「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。

(注7)⑨の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

(注8)「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況(混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等)をいう。

(注9)「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

(注10)慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、支援等を必要とすることをいう。